

岡崎市認定職業訓練事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 市は、優秀な技能者の養成に資するため、岡崎市中小企業・勤労者支援センター（以下「施設」という。）を利用して職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく愛知県知事認定の職業訓練事業（以下「認定職業訓練事業」という。）を実施する団体（以下「認定職業訓練実施団体」という。）に対し、毎年度予算の定める範囲内において、岡崎市認定職業訓練事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「認定職業訓練実施団体」とは職業訓練法人岡崎技術工学院をいう。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(申請者の資格)

第4条 補助金の申請をすることができる者は、認定職業訓練実施団体とする。

(補助金の対象)

第5条 補助金の対象となる事業は、当該年度に認定職業訓練実施団体の行う建築板金科、石材加工科、木造建築科の認定職業訓練事業に要する人件費、機械器具施設費、研修費、教材費、雑費等に対して交付する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象事業に要する経費から愛知県の補助分を控除した額の100分の45以内の額とし、上限を225万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする認定職業訓練実施団体は、岡崎市認定職業訓練事業費補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書、収支予算、役員名簿その他市長が必要と認める書類を添え、市長の指定する期限までに、市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付決定を受けた認定職業訓練実施団体は、補助対象事業が完了したときは、岡崎市認定職業訓練事業費補助金実績報告書(様式第2号)に事業報告書、収支報告書その他市長が必要と認める書類を添えて、事業の完了後15日以内に市長に報告しなければならない。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金は、規則第11条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし、市長が認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けた認定職業訓練実施団体は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた認定職業訓練実施団体は、当該補助金の対象となった機械器具(以下「補助対象機械器具」という。)について、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 補助金の交付を受けた認定職業訓練実施団体が、補助対象機械器具を処分したことにより収入を得たときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。ただし、当該収入を本補助金の対象となる経費に充てる場合は、この限りではない。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。